

令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務委託 プロポーザル審査要領

三重県四日市市（以下「本市」という。）では、シティプロモーションの一環として本市の様々な地場産品をPRするためのリーフレットを製作する。「令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務」（以下「本業務」という。）は、そのリーフレットの主な構成要素となる地場産品の商品の撮影業務である。

食べ物はシズル感あふれるおいしそうな写真、その他の商品やサービスはそれらの魅力が最大限に際立つ写真を撮影し、本市の魅力を伝えることとする。

この要領は、本市が実施する本業務に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1. 審査方法

審査は、プロポーザル申込者（以下「申込者」という。）からの提出書類（課題写真、提案書、業務の取組方針、業務工程表、参考見積書、業務実績書）について、評価基準に基づき審査する。

審査員は、提出書類に基づき、審査項目ごとに評価・採点を行う。

なお、申込者が1社のみであった場合においても、審査員において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

各審査員の採点した平均得点が340点満点換算で230点に満たない事業者は契約候補者に選定しない。

2. 契約候補者の決定

(1) 本市は、審査員の審査結果に基づき、第1順位の契約候補者を決定する。契約候補者との契約締結に当たっては、契約候補者と提案内容について詳細に協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、契約を締結する。

(2) 審査結果は、契約候補者が決定したのち、速やかに各申込者に対して、書面により通知するとともに本市ホームページにて公表する。

公表予定時期：令和5年6月26日を予定

※審査及び選定の内容に関する問い合わせには応じない。

(3) 第1順位の契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。